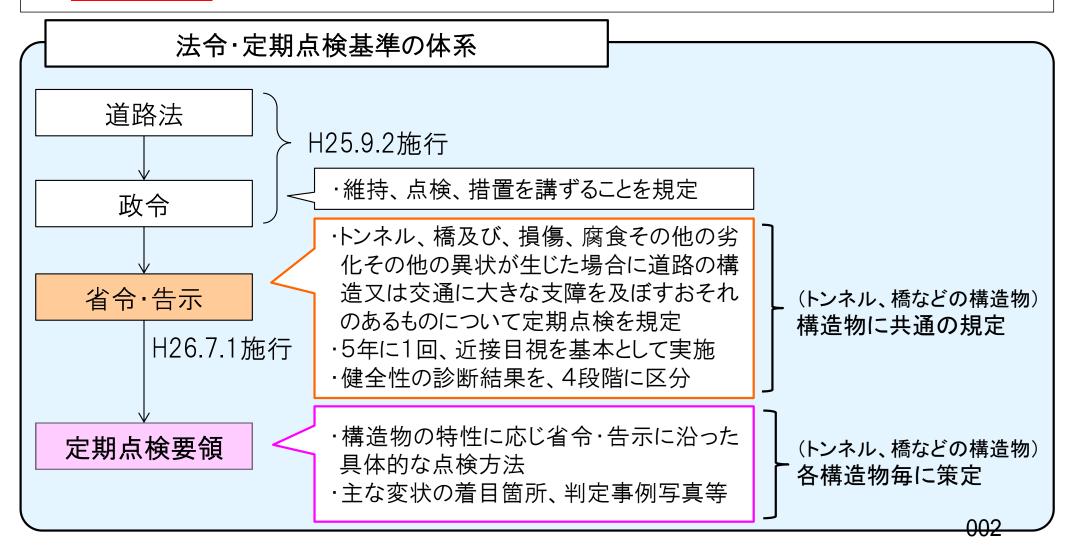
道路鉄道連絡会議の概要



省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。 (トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ <u>市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等</u>を加えたものを 定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

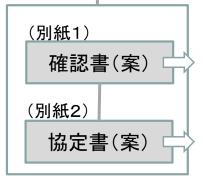
- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- ■今後、修繕工事の増加が見込まれるが、<u>鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修</u> 繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
- (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
- (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - ▶ 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
 - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- ■道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- ■鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の概要

通達本文

- ①点検計画の協議にあわせ、<u>点検結果を踏まえた修繕工事の協議</u> 開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ②緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ③点検計画、修繕工事計画について、<u>地方整備局(メンテナンス会議</u>会長)が一括して協議
- ④協議の実施にあたり、「道路鉄道連絡会議(仮称)」を設置



- ▶メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書(案)」を添付
- ▶修繕工事実施前に<u>各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行</u> う際の雛形として「協定書(案)」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

道路と交差等※ する施設	道路(道路法)				その他新たに		
道路管理者(道路法)	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県· 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除<)	設置 地下 占用物
高速会社		道路メンテー			道路鉄道連絡会議	跨道橋 連絡会議	地下占用物連絡会議
直轄		<事務 国道事			下部組織】	下部組織】	下部組織】
公社					国道事務所	国道事務所	国道事務所
都道府県市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

对象施設·構成員·役割

対象施設

- ○鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- ○道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 〇地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 〇地方運輸局(鉄道部)
- 〇地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 〇高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 〇鉄道事業者

役割

- 〇点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- 〇メンテナンスに関する情報共有
- 〇耐震補強に関する情報共有
- 〇その他要望、要請事項、意見交換等